

平成 28 年 4 月

研究資料等の保存期間等について

研究開発・質管理向上統合センター
研 究 支 援 課

本学では、平成 26 年 8 月に文部科学省が策定した研究活動の不正防止に関する新ガイドラインを踏まえ、平成 22 年に策定した本学の規程「京都府立医科大学における研究活動の不正行為等の防止に関する規程」を一部改正（平成 27 年 4 月）し、研究者の責務や大学の管理責任等を明記する等の措置を行ったところです。

新ガイドラインでは、研究機関が実施する事項の一つとして「研究者に対して一定期間研究データを保存し、必要な場合に開示することを義務付ける規程を整備し、その適切かつ実効的な運用を行うこと。」とされ、「一定期間」の基準については、文部科学省が日本学術会議に諮問し、平成27年3月に日本学術会議が研究資料等の保存に関する考え方を示されたところです。

については、日本学術会議が示した保存期間等に基づき、本学においても「京都府立医科大学における研究活動の不正行為等の防止に関する規程」第4条第4項の規定により、別添の京都府立医科大学における研究資料等の保存期間等に関する取扱要領を定めますので、適切に対応願います。